



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 2 月 25 日（火曜日） 第 588 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部を改正する告示……（財政課）	1
○指定居宅サービス事業者の指定……………（長寿介護課）	1
○歳入の収納の事務の委託……………（国際・経済交流課）	2
○家畜伝染病発生の届出……………（家畜防疫対策課）	2
○道路の区域の変更（4件）……………（道路保全課）	2
○道路の供用の開始（3件）……………（ “ ” ）	3
○道路の占用を制限する区域の指定（3件）……………（ “ ” ）	3

公 告

○入札公告……………	4
教育委員会規則	
○宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	5
教育委員会告示	
○博物館の登録について……………	6
教育長訓令	
○宮崎県教育委員会事務決裁等規程の一部を改正する訓令……………	6

告 示

宮崎県告示第82号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示（平成16年宮崎県告示第21号）の一部を次のように改正し、令和7年3月1日から適用する。

令和7年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
宮崎県信用農業協同組合連合会	[略]		宮崎県農業協同組合	[略]	
宮崎県農業協同組合	同	同			
[略]			[略]		

宮崎県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和7年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570303083	通所介護事業所	宮崎県延岡市下伊	株式会社九州ケア	宮崎県延岡市下伊	令和7年1月1日	通所介護

	櫻	形町5972番地 1	ライン伊形	形町5972番地 1		
4570303091	訪問介護事業所 櫻	宮崎県延岡市下伊 形町5972番地 1	株式会社九州ケ ライン伊形	宮崎県延岡市下伊 形町5972番地 1	令和 7 年 1 月 1 日	訪問介護
4570800856	ライフケアかがや き	宮崎県西都市平郡 549-3	合同会社GROW TH	宮崎県西都市平郡 549-3	令和 7 年 1 月 20 日	訪問介護
4570204976	温泉デイサービス なぎさの風	宮崎県都城市高崎 町大牟田1332-8	株式会社大環	熊本県八代市袋町 1番45号いずみビ ル2階	令和 7 年 1 月 23 日	通所介護

宮崎県告示第84号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた公金事務について、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び第158条の2第1項の規定により歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和7年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
ふるさと宮 崎応援寄附 金	地銀ネットワークサービ ス株式会社 株式会社しんきん情報サ ービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンイレブ ン・ジャパン 株式会社ファミリーマー ト 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン ビリングシステム株式会 社	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

宮崎県告示第85号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和7年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

家畜伝染 病の種類	家畜の 種類	患畜及び疑 似患畜の区 分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	3	都城市	令和7年 2月7日

宮崎県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年2月25日から同年3月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	269号	都城市山之 口町山之口 字茶屋元37 91番5地先 から同市同 町山之口字 麓2942番4 地先まで	旧	11.9～ 26.5	293.5
				新	12.1～ 30.8	292.2

宮崎県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年2月25日から同年3月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	327号	東臼杵郡椎 葉村大字下 福良字尾平 509番26地 先から同郡 同村同大字 同字 509番 26地先まで	旧	10.0～ 44.8	126.9
				新	13.2～ 44.8	126.9

宮崎県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年2月25日から同年3月11日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字矢立 1251番 265 地先から同 郡同村同大 字同字1251 番97地先ま で	旧	7.4～ 28.6	231.0
				新	7.9～ 29.8	231.0

宮崎県告示第89号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町1045番 1 地先から同 市同町 169 番地先まで	旧	22.6～ 117.9	445.5
				新	22.6～ 117.9	445.5

宮崎県告示第90号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米 良村大字越 野尾字越野 尾 184番 3 地先から同 郡同村同大 字同字 184 番 3 地先ま で	令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県告示第91号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧 島公園 線	都城市南横 市町1347番 1 地先から 同市横市町 81番 4 地先 まで	令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県告示第92号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市高崎 町笛水字瀬 口1353番16 地先から同 市同町笛水 同字1353番 16地先まで	令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県告示第93号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	269号	都城市山之口町山之口字茶屋元3791番 5 地先から同市同町山之口字麓2942番 4 地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県告示第94号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾平 509番26地先から同郡同村同大字同字 509番26地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県告示第95号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字矢立1251番 265地先から同郡同村同大字同字1251番97地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 7 年 2 月 25 日

公 告

入札公告

一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。
令和 7 年 2 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷（単価契約）
令和 7 年度発行予定部数 1,962,000部（毎号約 327,000部×年 6 回） 「県広報みやざき」 8 ページ、「県議会の動き」 4 ページでいずれも A 4 判・4 色カラー
- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所 総部数のうち、5,300部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ配送する。
- (5) 入札方法 (1)の調達案件について入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に小数点第 2 位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 令和 6 年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が印刷類で、種目が平版活版のものであること。
 - イ 令和 5 年度又は令和 6 年度に 4 色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。
 - ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、9 日以内に 5,300部、10日以内に残りの部数の印刷（こん包、仕分け及び配送を含む。）が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。
 - エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。
 - オ 連絡を受けてからおおむね 2 時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。
 - カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差替え等に即時対応できる者であること。
 - キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は、当該入札に参加することはできない。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を令和7年3月21日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出し、事前に審査を受けること。
- なお、入札者は、証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 物品の買入れ等の契約に係る入札の参加資格等を得るための申請の方法
- 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208
- (2) 申請書類の受付期間 令和7年2月25日から令和7年3月10日まで（土曜日、日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 期間 令和7年2月25日から令和7年3月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）
- 5 入札説明書及び印刷仕様書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 交付期間 令和7年2月25日から令和7年3月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）
- 6 入札説明会
入札説明会は実施しない。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- (2) 提出期限 令和7年3月28日午後2時（送付にあっては、令和7年3月27日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁1号館1階会計管理局物品管理調達課入札室
- (2) 日時 令和7年3月28日午後2時
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この入札による調達は、当該調達に係る令和7年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
- (4) その他この入札に関する詳細は、入札説明書及び印刷仕様書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of Goods and/ or Services Required: Printing of the Miyazaki Prefectural Government's Newsletters "Kenkoho-Miyazaki", and "Kengikai no ugoki", Estimated number of copies to be required: 1,962,000 (327,000 copies×6 times a year)
- (2) Time-limit for Tenders: 2:00p.m. 28th March, 2025
- (3) Contact Point for Inquiries: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibana-dori Higashi 2-10-1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

教育委員会規則

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月25日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第1号

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(修学資金の交付)	(修学資金の交付)
第6条 修学資金は、当該年度分を3箇月分ごとにまとめて最初の月に、 <u>学校長を</u> 経て交付する。ただし、特別の事情がある場合はこれによらないことができる。	第6条 修学資金は、当該年度分を3箇月分ごとにまとめて最初の月に、 <u>学校長が</u> 交付する。ただし、特別の事情がある場合はこれによらないことができる。

改正前		改正後	
別表第 4 (第11条関係) 出先機関等の長への委回事務		別表第 4 (第11条関係) 出先機関等の長への委回事務	
出先機関等の長	委回事務	出先機関等の長	委回事務
1～7 [略]		1～7 [略]	
8 各県立学校長	(1)・(2) [略] (3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第6条第1項の規定に基づく就学支援金の支払に関する事務 (4) <u>宮崎県高校生留学支援事業補助金交付要綱(令和5年6月28日定め)</u> に基づく <u>高校生海外留学支援事業補助金の支払に関する事務</u>	8 各県立学校長	(1)・(2) [略] (3) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第6条第1項の規定に基づく就学支援金の支払に関する事務 (4) <u>宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則(昭和49年宮崎県教育委員会規則第17号)第6条第1項の規定に基づく修学資金の交付に関する事務</u>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

--	--